

令和8年8月31日

蔵王町職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定による職員の懲戒処分を行いましたので、蔵王町職員の懲戒処分の基準に関する規程第7条の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 被処分職員の 所属名	町民税務課
2 被処分職員の 職名	主幹
3 被処分職員の 年齢	61歳
4 被処分職員の 性別	男性
5 処分内容	停職（1か月）
6 処分年月日	令和8年8月31日
7 処分に至った 事実の概要	セクシュアル・ハラスメントによる処分。 被害者のプライバシー保護のため、詳細については公表を差し控えさせていただきます。

担当：総務課長
電話：0224-33-2211